

関川村を応援してください！



関川村では、国の「ふるさと納税」の制度をうけて、2008年に「関川村ふるさと応援基金」の条例を創設しました。そして、広く全国の皆さまにご協力をよびかけて、村づくりに活用させていただきたいと思ひます。

関川村は7000人の小さな農業村です。「平成の市町村合併」に

参加せず、自立を決め「小さくともキラリと光る村」をめざして、村づくりを進めています。

その村づくりは、人口減少抑制対策、環境保全、教育振興、文化・スポーツ振興、都市との交流促進、福祉・医療の充実などを通して、住民に自立・安心を実感してもらうことをめざすものです。

関川村には、そのままの自然や古い歴史があります。新潟県の北に位置し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれています。村の中央を「平成の名水百選」の清流荒川(あらかわ)が流れ、兩岸に「えちごせきかわ温泉郷」を形づくっています。また18世紀米沢街道の町なみ風情もあり、ローカル鉄道のJR米坂線が村を走っています。

この関川村を、皆さまの「第2のふるさと」にしてください。

関川村を元気づけるために、「ふるさと納税」による皆さまのご協力をお願いいたします。

2008年

新潟県 関川村長

ひた だい 六  
平田大六

ふるさと納税制度

山と川と湯の里

関川村を応援してください

皆さまからの温かいご支援をお待ちしています



国では、地方自治体の厳しい財政状況を改善する対策のひとつとして、「ふるさと納税」制度を創設しました。村では、この制度を活用して、より良い村づくりのための事業に取り組むため「ふるさと応援基金」を設けることを三月定例村議会で決めていきます。

村出身のご親戚やご友人、村を応援してくれる方などに村の取り組みをお知らせいただき、ぜひ関川村を応援ください。

「ふるさと応援基金」で

行う6つの事業

1. 人口減少抑制政策に関する事業

応援いただく事業は、六つ用意しています。

寄付される方は、寄付金の使い道をお選びください。また、使い道の選択を村長に任せることもできます。

村の人口は平成二十年四月現在、六千九百五十六人で十五歳以下の人口比率は一二・三%です。また、六十五歳以



上の人口比率は三三・九％で近年、高齢化が進んでいます。村では少子化対策のために、子どもの医療費助成や保育料の減免に取り組みます。

このほか、定住促進を図るために公営住宅整備や宅地分譲、若者向けの住宅整備を推進します。

## 2. 環境保全に関する事業

村の面積の八八％は山林で、そのうち国有林と民有林の割合は七十五対二十五となっております。民有林は林業の衰退で山林の手入れが行き届かなくなっています。

このため、村では自然環境を守るために森林保全対策として、除間伐の促進やワークロードの整備を行います。

そのほか、耕作されなくなった農地等の荒廃防止対策として、転作促進事業や猿害対策事業を推進します。

## 3. 教育振興に関する事業

村の子どもの数は減少して、平成十七年には二つあった中学校を一つに統合しました。平成二十二年には、五つある小学校を一つに統合する予定です。

村では子どもたちが安心して勉強できるように教育振興に関する事業に取り組みます。学校図書や村民会館の図書を購入し、教育環境の整備に努めます。また、通学路の安全を確保するために、子ども見守り運動や巡回パトロールを行います。

## 4. 文化・スポーツ振興に関する事業

村には、九つのコミュニティ組織があります。

各コミュニティでは独自の文化事業や敬老会、体育スポーツなどの事業を活動実施しています。コミュニティ組織と協力して文化・スポーツの振興に努めます。また、文化財保護対策として各地区の指定文化財の保全事業、文化保全対策として歴史の道の保全に努めます。

## 5. 都市との交流促進に関する事業

村では昭和五十八年から「いで湯の関川ふる里会」を発足させ、全国の皆さんと心のふるさと・第二のふるさととしてお付き合いさせていただいています。

この事業を都市との交流促進に発展させ、子どもたちや大人の交流対策事業、物産・物品等の特産品の販売促進に努めます。

## 6. 福祉・医療に関する事業

村民の高齢化が進み、高齢者夫婦世帯や一人暮らしの老人世帯が多くなっています。高齢者や生活弱者が少し

も安心して暮らせるように、福祉・医療に関する事業の充実にも努めます。また、村にある診療所の設備の充実や既存の福祉事業を拡充し、高齢者が住みなれた家で暮らせるように在宅福祉サービスを継続して提供します。

## ご寄付を

## お待ちしております

## 寄付のしかた

郵便・FAX・電子メール・電話のいずれかで申し込みにください。どの方法でも、申し込み後に、村から書類を送付します。

原則として、寄付金の納入は皆様のお手元へ書類が届いてからになります。

## 寄付金の納入のしかた

1. 郵便振替
2. 村指定金融機関への振込
3. 現金書留
4. 役場へ直接持参

1・2の場合は、皆様のお手元に書類が届いてからになります。また、3・4の場合は、申込書と一緒に送付（持参）してください。



## 寄付金を納入した後

皆様からの入金を確認後、村から領収書を発行します。この領収書は寄付金控除の対象となります。

## 《問い合わせ・申し込み先》

関川村役場総務課企画財政班  
TEL 0254-64-1476 FAX 0254-64-0079  
E-mail : somu@vill.sekikawa.niigata.jp  
〒959-3292  
新潟県岩船郡関川村大字下関912  
\*ふるさと納税制度は、村のホームページからも詳しくご覧いただけます。  
<http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>